

東京農業大学校友会岡山県支部会則

(名 称)

第1条 本会は「東京農業大学校友会岡山県支部」という。

(目 的)

第2条 本会は支部会員の連絡を密にし、会員相互の親睦をはかると共に母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は倉敷市玉島中央町1-6-40におく。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の集会および会議に関すること。
- (2) 支部会員の名簿および情報の収集に関すること。
- (3) 本部及び他県支部並びに在校生との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(会 員)

第5条 本会は校友会会員のうち、岡山県内に居住するものをもって構成する。

(役 員)

第6条 本会の円滑な運営をはかるため、次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 会計幹事 1名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 3名

(役員を選出)

第7条 本会の役員は総会において選出し、支部長、副支部長は役員の間選による。幹事長、会計幹事、監事は支部長が指名する。

(役員の仕事)

第8条 支部長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 幹事長は、幹事を代表し、校友会本部並びに会員との連絡調整に当たる。
4. 会計幹事は、会計事務を担当する。
5. 監事は事業並びに会計を監査する。
6. 幹事は支部長の命を受け、重要事項を審議すると共にあらゆる会務を掌理する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。但し、再選を妨げない。

2. 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は仕事が終わっても、後任者が就任するまでは引き続きその職務をおこなうものとする。

(会 議)

第10条 総会は年1回開催する。但し、支部長が必要と認めた時は臨時に開催することができる。

(総 会)

第 11 条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画並びに事業報告に関する事。
- (2) 会則の変更および役員改選に関する事。
- (3) 会費の徴収および決算に関する事。
- (4) その他、特に必要と認める事項。

(地区別会議)

第 12 条 本会は下記の分・部会をおく。

備前地区分会、備中地区分会、美作地区分会、教職員部会

2. 各地区分・部会に役員をおくことができる。
3. 各地区分会長は、各地区選出の副支部長が兼務するものとする。
4. 部会長は、部会員の互選とする。

(顧問)

第 13 条 本会に顧問をおくことができる。

顧問は総会において推挙する。

第 14 条 本会に相談役をおく。

相談役は前支部長が就任する。

(会計)

第 15 条 本会の経費は、会費・寄付金、その他でまかなう。

第 16 条 会費の額は、年 3,000 円とする。

(年度)

第 17 条 本会の年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

1. この会則は、昭和 51 年 10 月 16 日より施行する。
2. この会則は、昭和 59 年 8 月 3 日より施行する。
3. この会則は、昭和 60 年 7 月 27 日より施行する。
4. この会則は、平成 3 年 7 月 20 日より施行する。
5. この会則は、平成 4 年 8 月 1 日より施行する。
6. この会則は、平成 7 年 8 月 19 日より施行する。
7. この会則は、平成 11 年 7 月 17 日より施行する。
8. この会則は、平成 19 年 8 月 25 日より施行する。
9. この会則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
10. この会則は、平成 23 年 7 月 16 日より施行する。
11. この会則は、平成 25 年 7 月 14 日より施行する。

校友会岡山県支部慶弔に関する内規

会員相互の慶弔は下記による

- ① 会員の結婚した場合 祝電
- ② 会員の死亡した場合 弔電

(ただし必要によっては支部三役協議不祝儀等決めることができる)

- ③ 会員の国、県またはこれと同等の団体からの表彰を受けた場合 祝電
- ④ その他必要事項については支部三役協議して決定することができる
- ⑤ 会員は上記に該当する者が判明した場合は、支部長又は幹事長に連絡すること
平成 6 年 8 月 20 日から施行する